

湖南広域行政組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和7年3月12日

湖南広域行政組合監査委員 岡野 則 男
湖南広域行政組合監査委員 武村 賞

【定期監査】

令和2年9月14日告示分

意見・指摘事項	措置状況等
エレベーター保守点検業務について、消防局で自動ドアも含め、統一して契約できないか検討すること。消防署は常時有人であることから、24時間あるいは夜間の遠隔監視が必要かどうかを確認のうえ、仕様書からの削除を検討すること。	遠隔監視の必要性について検討したところ、この機能を入れることによりエレベーター自体の安全性を確保、保障しているものであるため、これを外すことは出来ないとのメーカーからの回答がありました。 また、点検費用の削減と消防局での契約の統一を目的に、独立系点検業者との契約も検討しましたが、メーカー以外の点検を入れた時点で、メーカーは以降の点検修理等の対応をしないとの回答であったため断念した経緯があります。 以上のことを受け、各消防署ではメーカーとの値引き交渉を実施し、一定の成果（減額）に至っています。 つきましては、これ以上の値引き、点検内容の見直しは不可能と判断し、現状の契約内容で進めるものです。